

「GBNet福岡」における福岡モデル構築に向けた実証等支援補助金実施要領

（総則）

第1条 GBNet福岡における福岡モデル構築に向けた実証等支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、GBNet福岡における福岡モデル構築に向けた実証等支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

（公募）

第2条 北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議（以下「推進会議」という。）は、一定の期間を設けて、本事業の補助を受けようとする企業を公募する。

（審査）

第3条 GBNet福岡における福岡モデル構築に向けた実証等支援補助金交付要綱第7条に定める計画書の審査については、別に定める審査委員会設置要領によるものとする。

（補助金の精算）

第4条 補助金の支払いは精算払い、概算払いを併用するものとする。

（概算払い）

第5条 概算払いは、原則として、会計年度の四半期ごとに行うものとする。

2 概算払いの総額は、補助金予定額の75%を超えない額とし、1回の概算払いの金額は、補助金決定予定額の25%を超えない額とする。ただし、会長が認める場合は、この額を超えて支払うことができる。

（進捗又は成果の報告）

第6条 補助事業者は、補助事業期間中又は補助事業終了後の1年間、会長の求めに応じて開発状況の進捗又は開発成果に関する報告（進捗・成果報告会への出席等）を行うものとする。

（成果普及）

第7条 補助事業者は、補助事業終了後、原則として5年間、会長の求めに応じて成果普及活動（成果報告会への出展等）に協力するものとする。

（その他）

第8条 その他、要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年9月24日から実施する。